

報告事項No. 10

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項第1号アの規定に基づき教育長が専決した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 専決した事項

(1) 件名

川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例及び川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の方針について

(2) 教育委員会委員の費用弁償の額は、市長に対する旅費支給の例によるものとする。

現行	改正後
川崎市旅費支給条例別表の <u>特等級</u> に相当する旅費を費用弁償として支給する。	旅費を費用弁償として支給し、その額は、 <u>市長に対する旅費支給の例</u> による。

(3) 教育長の旅費の額は、市長に対する旅費支給の例によるものとする。

現行	改正後
川崎市旅費支給条例別表に規定する <u>特等級</u> として、同条例により旅費を支給する。	川崎市旅費支給条例により旅費を支給し、その額は、 <u>市長に対する旅費支給の例</u> による。

※ 旅費等級の見直しにより、特等級（市長・副市長・教育長・教育委員会委員等）が廃止される。改正後の市長に対する旅費支給については、別紙参考資料（国の旅費制度の改正に伴う本市旅費制度の改正）のとおり。

2 専決を行った日

令和7年7月25日

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 (昭和41年川崎市教育委員会規則第12号)

(教育長の専決事項)

第4条 教育長は、第2条第1項各号に掲げる事項のうち、次に掲げるものについて、専決することができる。

(1) 次に掲げる事由により当然必要とされる条例の改廃の方針又は教育委員会規則若しくは教育委員会訓令の改廃に関すること。

ア 法令(市の条例及び規則を含む。)の制定又は改廃

イ 町区域の設定、廃止又は変更

ウ 住居表示の実施

エ 土地区画整理事業の実施等

(2)～(7) 略

2 教育長は、前項の規定により専決した場合において、同項第1号及び第2号に掲げる事由により専決したとき、特に必要があると認めるとき又は委員会からの求めがあるときは、その概要を委員会に報告しなければならない。